

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので 平成29年 第10回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中15名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p>
秋國会長	<p>( 議長あいさつ )</p>
議 長	<p>議事に先立って議事録署名委員の指名をさせていただきます。</p> <p>11番 河野一委員、12番 大塚定博委員を指名しますのでよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議案第53号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第53号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号46号 申請地は、国見町鬼籠字■■■■番地、地目が畑、面積が231㎡ほか畑が9筆の5, 203㎡、田が11筆の6, 950㎡ 計21筆の12, 153㎡です。</p> <p>渡人は、国見町鬼籠の■■■■さん。受人は、国見町鬼籠の■■■■さんです。お二人は親子関係です。</p> <p>申請事由は、渡人は、高齢により農地の管理ができないため息子に譲る。受人は、父から農地を譲り受けるとなっています。</p> <p>農地法3条は以上です。</p>
議 長	<p>それでは農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について申請番号46号について事務局から説明がありましたがご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p> <p>なければ採決にはいります。</p> <p>それでは議案第53号 申請番号46号について承認される委</p>

員の挙手を求めます。

( 全 員 挙 手 )

議案第53号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全会一致で承認されました。

次に、議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事務局

議案第54号 農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明申し上げます。A3の資料とともにご確認ください。

申請番号7号。土地の所在は、安岐町瀬戸田字[ ]番地[ ]、地目が田、面積は2、415㎡です。

申請人は武蔵町糸原の[ ]さんです。転用の目的は一時転用ということで、営農型の太陽光発電設備の設置となっています。規模についてはパネル枚数が850枚、支柱が106本で発電容量は93.5Kwです。転用の形態は一時転用で、転用面積は支柱断面の合計面積となるため、0.48㎡となります。一転用の期間は3年間です。

申請事由は、営農型太陽光発電施設を設置することにより、当該農地から安定した収入を得るためということです。申請地は圃場整備された生産性の高い農地であり、農業振興地域内の農用地区域内農地に指定された農地です。

次に、申請番号8号。土地の所在は、国東町富来浦字[ ]番地[ ]、地目が田、面積は674㎡です。

申請人は国東町富来浦の[ ]さんです。転用の目的は太陽光発電施設で、規模がパネル枚数132枚、発電容量が21.78Kwです。

申請事由は、農地として管理出来ないため太陽光発電施設を設置することにより有効利用する。

申請地は、南北と東側を田に、西側を国道に囲まれた住宅が点在する農地の一団の中にあるが、農業公共投資の対象とはならず、農地の連担性もない小規模な農地であるので、第2種農地と判断しました。

	<p>以上です。</p> <p>追加説明いたします。申請番号7番の■■■■さんについては、隣地承諾を頂いていますが、秋國会長に事前決裁をお願いした際に、承諾者が1年前に亡くなられた所有者名で書類が出ていたのが判明しましたので、申請人に連絡し相続人代表者名での承諾書の提出をお願いしてします。</p>
議長	<p>隣地承諾者を存じていましたので、事前の決済の時に気付いたわけです。この件は事務的な処理が出来る前提で皆様のご意見を伺いたいと思います。</p>
岐部委員	<p>参考に聞くが、営農型太陽光発電で下に作るものは日当たりが悪いのだが、なにか計画があるのですか。</p>
事務局	<p>営農型太陽光発電ですので営農計画を出して頂いています。この農地は多面的機能支払交付金の対象農地として、あと2年間水田として使わなければならないとなっています。</p> <p>そのため太陽光の下は水田として営農する計画が出ています。</p>
岐部委員	<p>本当に営農が出来るのですか。</p>
事務局	<p>申請人が言うには営農型で一番多いのは田であり、採光を考慮した配置としているので可能であるとのことです。</p> <p>県の常設審議会でも来年の収穫後に再度収穫量等の説明をすることになっています。申請者にもその旨伝えることにしています。</p>
佐藤委員	<p>高さが2.5mではコンバインもトラクターも入らないと思うが。2反5畝を耕運機で出来ないことはないが。</p>
議長	<p>営農型にすれば許可が出るので申請しているわけですね。</p>
事務局	<p>先ほども言いましたが、多面的機能交付金があと2年あり、その後はブルーベリーを栽培したいとなっています。</p>
大塚委員	<p>営農型と普通の太陽光との違いはなんですか。</p>
事務局	<p>普通型の太陽光発電は基礎を作ってその上にパネルを設置するため農地転用が必要です。営農型は2メートル以上の杭を打ちそ</p>

	<p>の上にパネルを設置し、太陽光発電の下で作物を作付て、概ね8割の収量を得ることとされています。営農型は一時転用ですので、3年間以上継続する場合には再度申請して頂く必要があります。また、事業期間（今回は20年ですが）が終了した場合は、設備を撤去して農地に戻す必要があります。</p>
岐部委員	<p>2年後にブルーベリーを植えて1年後の結果で判断するのか。</p>
事務局	<p>営農型は概ね8割の収量を下回らないこととなっています。2年後にブルーベリーを植えはじめて、その収量で判断することは困難と思われます。</p> <p>また、営農型は毎年営農報告を提出することになっており、その場合JAの職員等の知見を有する者の意見を添えて報告を出すようになっています。その報告書によって判断することになります。</p>
諸富委員	<p>履行できなかった場合の罰則規定はどうか。</p>
事務局	<p>市から転用違反の報告を県に行い、県から改善命令や撤去命令が出るということになるかと思えます。</p>
河野律委員	<p>2年間は多面事業で田んぼじゃないといけないが、2年後にブルーベリーを植える場合は農地転用が必要じゃないか。</p>
事務局	<p>ブルーベリーは作物ですので田を畑として使っても農地転用の必要はありません。</p>
上原委員	<p>農業委員会としては基準に達してもらわなければいけないわけで、基準を下回った場合には県から指導があり、その時に撤去するかしないかですね。</p>
事務局	<p>撤去させるだけの理由が必要になると思います。</p>
佐藤委員	<p>許可を出すときに農業委員会に1年に一回報告するように条件を付けなければいいんじゃないですか。</p>
事務局	<p>そのようになっております。許可書にも一年ごとの報告義務があることを明示しています。</p>

佐藤委員	<p>そうなると農業委員会としては却下する材料はないですね。 ただし、営農型太陽光は全量買い取りなど好条件があるので、出来てない時は厳しく指導すべきでしょうね。</p>
議 長	<p>農業委員会としてどういった条件を付して許可するのかになるうかと思えます。</p>
佐藤委員	<p>収量目標及び農業委員会の調査には全面的に協力して、農業委員会の客観的判断には従うように条件を付けたらいかがですか。</p>
事務局	<p>営農型の許可証にはそのような文面が入っています。</p>
議 長	<p>許可条件を事務局から発表してください。</p>
事務局	<p>許可条件5項目を朗読。</p>
議 長	<p>以上の条件を付して許可する方向でいいですか。 それでは申請番号7号について賛否をとらせて頂きます。 申請番号7号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
<p>( 全 員 挙 手 )</p>	
<p>申請番号7号は賛成多数で承認されました。</p>	
<p>次に、申請番号8号についてご質疑等ございませんか。</p>	
<p>(質疑意見なし)</p>	
<p>なければ採決させて頂きます。 それでは、申請番号8号に承認される方は挙手をお願いします。</p>	
<p>( 全 員 挙 手 )</p>	
<p>賛成多数で承認されました。</p>	
<p>続きましては、議案第55号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について説明願います。</p>	
事務局	<p>議案第55号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申</p>

請についてご説明いたします。

申請番号21号。土地の所在は、国見町大熊毛字 [REDACTED] 番地。地目が畑で、面積は229㎡ほか畑が3筆の計1,769㎡です。

渡人は豊後高田市香々地の [REDACTED] さん。受人は同じく豊後高田市香々地の [REDACTED] さんです。

転用の目的は太陽光発電施設用地です。パネル面積は556.82㎡です。申請事由は、遊休農地の活用となっています。

申請地は北側を農作放棄された畑に、東側を山林に南側と西側を農道に囲まれた農地で農業公共投資の対象となっておらず、農地の連担性もないことから、第2種農地と判断しました。

以上です。

議長

議案第55号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について事務局より説明がありました。ご意見ご質疑等ございましたらお願いします。

何かご意見ご質疑等ございますか。ございませんか。

ご意見ないようですので、採決にはいります。

議案第55号農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請、申請番号21号について承認される委員の挙手を求めます。

( 全 員 挙 手 )

議案第55号は全会一致で承認されました。

次に、議案第56号 農用地利用集積計画について説明願います。

事務局

議案第56号農用地利用集積計画ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるものです。

それではご説明いたします。

利用権設定数は、田が29筆の35,603㎡です。

設定内容別の内訳は、新規が18筆の24,239㎡、更新が11筆の11,364㎡です。

内訳の地区別、個別については、5、6ページをご覧ください。

<p>議 長</p>	<p>議案第56号農地利用計画についてご説明申し上げました。ご質疑等ございますでしょうか。ありませんか。</p> <p>( 意見質疑なし )</p> <p>それでは議案第56号農地利用計画について承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>( 全 員 挙 手 )</p> <p>議案第56号は承認されました。</p> <p>次に、議案第57号 農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について、事務局からの説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地利用配分計画案について意見を求められたので審議するものです。</p> <p>配分計画総数は、田11筆13,128㎡です。詳細については8ページをご覧ください。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第57号農用地利用配分計画について、ご意見質問等ございませんか。</p> <p>( 意見質疑なし )</p> <p>それでは議案第57号農用地利用配分計画について、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>( 全 員 挙 手 )</p> <p>議案第57号は、承認されました。</p> <p>続いて、議案第58号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第58号 農地法の規定による非農地証明書の交付につい</p>

て説明させていただきます。

申請番号58号。申請地は、国見町野田字[ ]番地[ ]。地目は畑。面積は415㎡です。

申請人は、大分市大道[ ]さんです。

申請事由は、平成14年頃から当該農地は木に覆われており、農地としての回復が困難であり、また、市外在住により管理出来ないために非農地証明を申請するものです。この土地は農振地域外農地です。

以上です。

議長

農地法の規定による非農地証明、申請番号58号について、ご意見ご質疑等ございませんか。

( 意見質疑なし )

それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。

( 全 員 挙 手 )

議案第58号は、承認されました。

以上で議案の審議は終わりました。本日の議事は、これですべて終了します。

議 長 .....

議事録署名委員 .....

議事録署名委員 .....



--	--